



答申第638号  
平成29年3月14日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成29年3月14日付け神保障支第4433号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

障害者総合支援法指定事業所管理システムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 障害者総合支援法指定事業所管理システムに、「相談支援専門員」に関する情報項目を追加することは、障害福祉サービス等事業における事業所に対する指導監査等の正確・迅速な実施に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 障害児通所支援等事業にかかる給付費審査・支払事務を実施するにあたり、同事業の事業所管理者に関する情報項目を、障害者総合支援法指定事業所管理システムに追加することは、給付費審査・支払事務の正確性・効率性の向上に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 3 これらの場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

障害者総合支援法指定事業所管理システムへの情報項目の追加について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

障害児通所支援等事業を追加するもの

【管理者情報】

氏名（漢字、カナ）

生年月日

郵便番号

住所

情報項目を追加するもの

【相談支援専門員情報】

氏名（漢字、カナ）

郵便番号

住所

資格情報